

令和3年6月23日

令和3年度 独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国立印刷局(以下「国立印刷局」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立印刷局における令和2年度の契約状況は、表1のように、契約件数は827件、契約金額は28,851百万円であり、競争性のある契約は682件(82.5%)、19,007百万円(65.9%)、競争性のない随意契約は145件(17.5%)、9,843百万円(34.1%)となっている。

令和元年度と比較して、競争性のある契約の金額が6,513百万円減少している(△25.5%)。これは主に、大型の工事契約が減少したこと等によるものである。

なお、競争性のない契約の金額が減少している(金額で△1,391百万円、△12.4%)主な要因は、表1-2のとおり、偽造防止技術の秘密等を理由とした銀行券等製造設備関係が減少(△3,785百万円)したことによるものである。

表1 令和2年度の国立印刷局の調達全体像

(単位：件、百万円)

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(76.4%) 613	(67.7%) 24,893	(76.3%) 631	(63.8%) 18,398	(2.9%) 18	(△26.1%) △6,494
企画競争・公募	(6.5%) 52	(1.7%) 627	(6.2%) 51	(2.1%) 609	(△1.9%) △1	(△3.0%) △19
競争性のある契約(小計)	(82.9%) 665	(69.4%) 25,520	(82.5%) 682	(65.9%) 19,007	(2.6%) 17	(△25.5%) △6,513
競争性のない随意契約	(17.1%) 137	(30.6%) 11,234	(17.5%) 145	(34.1%) 9,843	(5.8%) 8	(△12.4%) △1,391
合計	(100%) 802	(100%) 36,755	(100%) 827	(100%) 28,851	(3.1%) 25	(△21.5%) △7,904

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

表1-2 偽造防止技術の秘密等を理由とした銀行券等製造設備関係

(単位：百万円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4,272	1,481	4,030	5,264	1,479

(注) 計数は、それぞれ四捨五入している。

(2) 国立印刷局は、経済活動・国民生活の基盤である日本銀行券、法令等の公布及び政府情報の公的伝達的手段である官報、日本政府が国民の国籍と身分を保証する公的な証明書である旅券等、極めて公共性の高い製品を製造する役割を担っており、その契約は、生産設備の購入・保守・修理、原材料の購入等といった製品の製造に係る契約(以下「製造関係契約」という。)とその他の契約に大別することができる。

令和2年度における「製造関係契約」及び「その他の契約」の調達実績は、表1-3のように、「製造関係契約」は645件(78.0%)、26,354百万円(91.3%)となっており、契約件数、契約金額ともに調達実績の大宗を占めている。

表1-3 「製造関係契約」及び「その他の契約」の調達実績

(単位：件、百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額
製造関係 契約	(82.8%) 664	(81.2%) 29,837	(78.0%) 645	(91.3%) 26,354
その他の 契約	(17.2%) 138	(18.8%) 6,917	(22.0%) 182	(8.7%) 2,496
合 計	(100%) 802	(100%) 36,755	(100%) 827	(100%) 28,851

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(3) (2)の「製造関係契約」のうち、令和2年度における契約金額の割合が大きい契約分類は、表1-4のように、日本銀行券等を製造するための生産設備を購入した「生産設備購入・保守・修理等契約」が、10,794百万円(41.0%)、アバカパルプ等の原材料を購入した「原材料等購入契約」が、6,771百万円(25.7%)、小田原工場蒸気供給設備改修工事等を契約した「建物設備保守等」が2,239百万円(8.5%)、官報配信システムの設計開発及び保守運用支援作業等を契約した「システム構築・保守等契約」が、2,107百万円(8.0%)となっており、これら4分類の契約の合計で、454件(70.4%)、21,911百万円(83.1%)となり、製造関係契約の大宗を占めている。

表1-4 製造関係契約のうち、契約金額の割合が大きい契約分類別の調達実績

(単位：件、百万円)

契約分類	件数	金額
生産設備購入・保守・修理等	219(34.0%)	10,794(41.0%)
原材料等購入	134(20.8%)	6,771(25.7%)
建物設備保守等	91(14.1%)	2,239(8.5%)
システム構築・保守等	10(1.6%)	2,107(8.0%)
小計	454(70.4%)	21,911(83.1%)
その他	191(29.6%)	4,443(16.9%)
合計	645(100%)	26,354(100%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) その他は、電気・水道、廃棄物処理などがある。

(4) 国立印刷局における令和2年度の一者応札・応募の状況は、表2のように、契約件数は160件(24.2%)、契約金額は9,228百万円(50.0%)となっている。

令和元年度と比較して、一者応札・応募による契約状況は、件数、金額ともに減少となっている(件数は、△12件、△7.0%、金額は、△137百万円、△1.5%)が、これは主に、建物設備保守等の契約が減少したこと等によるものである。

表2 令和2年度の国立印刷局の一者応札・応募状況

(単位：件、百万円)

		令和元年度	令和2年度	比較増△減
2者以上	件数	472(73.3%)	502(75.8%)	30(6.4%)
	金額	15,860(62.9%)	9,227(50.0%)	△6,634(△41.8%)
1者以下	件数	172(26.7%)	160(24.2%)	△12(△7.0%)
	金額	9,365(37.1%)	9,228(50.0%)	△137(△1.5%)
合計	件数	644(100%)	662(100%)	18(2.8%)
	金額	25,226(100%)	18,455(100%)	△6,771(△26.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

(注4) 不落・不調による随意契約は計上していない。

(5) (4)の「1者以下」のうち、令和2年度における「製造関係契約」及び「その他の契約」の一者応札・応募状況は、表2-2のようになっており、「製造関係契約」(129件(80.6%)、8,180百万円(88.6%))が、契約件数、契約金額ともに一者応札・応募の大宗を占めている。

表2-2 「製造関係契約」及び「その他の契約」の一者応札・応募状況

(単位：件、百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額
製造関係 契約	(87.2%) 150	(92.1%) 8,627	(80.6%) 129	(88.6%) 8,180
その他の 契約	(12.8%) 22	(7.9%) 738	(19.4%) 31	(11.4%) 1,048
合 計	(100%) 172	(100%) 9,365	(100%) 160	(100%) 9,228

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

- (6) (5)の「製造関係契約」のうち契約金額の割合が大きい契約分類は、表2-3のように、日本銀行券等を製造するための生産設備等を購入した「生産設備購入・保守・修理等契約」が、3,464百万円(42.3%)、官報配信システムの設計開発及び保守運用支援作業等を契約した「システム構築・保守等契約」が、2,088百万円(25.5%)、製紙用原材料等を購入した「原材料等購入契約」が、1,035百万円(12.6%)、小田原工場蒸気供給設備改修工事等を契約した「建物設備保守等」が、954百万円(11.7%)となっており、これら4分類の契約の合計で、108件(83.7%)、7,540百万円(92.2%)となり、製造関係契約の大宗を占めている。

なお、一者応札・応募となった主な要因としては、日本銀行券を製造するための設備及び原材料等の購入において、国立印刷局の指定する特別な仕様となっており、専門的な知識・技術を有する業者に限られ、かつ市場性も乏しいこと、また、システム構築・保守等については、前回の落札結果を受け、競争性のある価格が提示できないことを理由に入札への参加を見送られたこと、建物設備保守等においては、技術者の確保が困難であったこと等である。

表2-3 製造関係契約のうち契約金額の割合が大きい一者応札・応募の契約分類別の状況

(単位：件、百万円)

契約分類	件数	金額
生産設備購入・保守・修理等	50 (38.8%)	3,464 (42.3%)
システム構築・保守等	8 (6.2%)	2,088 (25.5%)
原材料等購入	29 (22.5%)	1,035 (12.6%)
建物設備保守等	21 (16.3%)	954 (11.7%)
小計	108 (83.7%)	7,540 (92.2%)
その他	21 (16.3%)	641 (7.8%)
合計	129 (100%)	8,180 (100%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) その他は、電気・ガス、廃棄物処理などがある。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1.の現状分析及び令和2年度調達等合理化計画の取組実績を踏まえ、引き続き製造関係契約の各分野及び製造関係契約以外の設備の保守等について、それぞれの状況に即した調達の改善、事務処理の効率化及び経費の削減について取り組むこととする。

(1) 合理的な契約方式による調達(随意契約)

契約監視委員会において、随意契約への移行を審議され、認められた以下の調達

① 原材料等の購入

技術審査の合格者が一者のみ原材料等であって、契約計画時点で、技術審査合格者が複数者となる見込みが確実でない原材料等の調達については、独立行政法人国立印刷局購買等契約細則(平成19年細則第10号。以下「購買等契約細則」という。)第22条第1項第2号を適用し、随意契約とする。

(参考)購買等契約細則第22条第1項第2号

二 銀行券の製造に係る機器その他の特別な仕様を指定して発注する必要がある特殊な機器や資材であって、製造業者等が一に限定されるものを当該業者等との間で直接請負又は購入に係る契約を締結する場合

② 生産設備の購入

銀行券の製造に係る機器その他の特別な仕様を指定して発注する必要がある特殊な機器について、製造業者等が一に限定されるものを当該業者等から直接購入する場合は、購買等契約細則第22条第1項第2号を適用し、随意契約とする。

③ 生産設備の保守・修理等

特別な仕様を指定して発注する必要がある特殊な機器であつて、当該機器の製造者その他の特定の者でなければ、修理、改造又は保守点検等をする事ができない場合は、購買等契約細則第 22 条第 1 項第 3 号を適用し、随意契約とする。

(参考)購買等契約細則第 22 条第 1 項第 3 号

三 前号に掲げる機器であつて、当該機器の製造者その他の特定の者でなければ、修理、改造若しくは保守点検等をする事ができない場合又は部品等の納入をする事ができない場合

【調達する1契約当たりの経費の削減】

(2) 合理的な契約方式による調達(公募)

① 原材料等の購入

技術審査を要しない原材料にあつても、市場性が乏しく、連続して一者応札・応募が続き契約相手方が同一の者となっている場合には、購買等契約細則第 24 条第 1 項を適用して公募を実施し、特定の一人しか履行し得ないことを確認した場合は、随意契約に移行する。

(参考)購買等契約細則第 24 条第 1 項

第 24 条 契約の履行に必要な技術又は設備等を有する者が複数いるかを
確認する必要があるものについては、当該契約を履行することができるもの
を募るための手続を行うものとする

② 生産設備の購入

製造業者等が一に限定されないものの、市場性が乏しいため、特定の専門的な知識を有する者に限定される場合には、購買等契約細則第 24 条第 1 項を適用して公募を実施し、特定の一人しか履行し得ないことを確認した場合は、随意契約に移行する。

③ 生産設備の保守・修理等

修理、改造又は保守点検等をする事ができる者が一に限定されないものの、生産設備を製造したメーカー、又は、保守等を行う目的で分社化された者など、限定された者しか対応や動作保証ができないと考えられる契約のうち、これまで連続して契約相手方が同一の者となっている場合には、購買等契約細則第 24 条第 1 項を適用して公募を実施し、特定の一人しか履行し得ないことを確認した場合は、随意契約に移行する。

④ 生産設備以外の保守・修理等

これまで一者応札・応募に係る取組を実施しているにもかかわらず、一者応札が解消されていないもののうち、限定された者しか対応や動作保証ができないと考えられる契約のうち、これまで連続して契約相手方が同一の者となっている場合には、購買等契約細則第 24 条第 1 項を適用して公募を実施し、特定の一人し

か履行し得ないことを確認した場合は、随意契約に移行する。

【調達する1契約当たりの経費の削減】

(3) 更なる合理的な契約方式への移行

更なる調達の合理化を図るため、随意契約への移行を予定する案件について、要件を整理したうえで、契約監視委員会において随意契約移行可否の審議を受けることとする。

【契約監視委員会における審議件数】

(4) 技術審査の実施に関する情報の周知

技術審査を実施している原材料等については、調達先を拡大する観点から国立印刷局ホームページを通じて技術審査の実施に関する情報を恒常的に公表するとともに、機会あるごとに関係業者に対して広く周知し、幅広く技術審査への参加を促す。

【新たに公表対象とする技術審査情報の公表 全件】

【関係業者への周知状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約等に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、国立印刷局に設置する調達等合理化・契約検証委員会(総括責任者は財務部担当理事)に事前に報告し、契約関係規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。また、理事長が定める独立行政法人国立印刷局契約監視委員会規則(平成21年規則第23号。以下「契約監視委員会規則」という。)の基準に該当する契約監視委員会において審議する事項について、同様に点検を受けることとする。

なお、緊急に調達しないと国立印刷局の事務・事業に支障が生じる場合の随意契約(通常、一般競争等により調達しているもの)については、事後に調達等合理化・契約検証委員会に報告する。

【調達等合理化・契約検証委員会による点検件数】

- ① 新規の競争性のない随意契約の点検
- ② 理事長が定める基準に該当する事項(対象とする案件)

(2) 不祥事の発生の未然防止の取組

① 国立印刷局では、契約事務において、不祥事は発生していないが、従前から、契約事務に関する業務マニュアルを作成するとともに、契約担当職員を対象とした研修を実施し、関係法令等の遵守意識を徹底する等不祥事の発生の未然防止に取り組んでいる。

令和3年度においては、新任の契約担当者及び契約担当部門の管理・監督者を対象に実務者研修を実施する。

また、管理・監督者を対象とした実務者研修においては、契約事務における現状を把握し、リスクマネジメント意識の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

【実務者研修:2回】

【リスクマネジメント研修:1回】

- ② 契約事務フローの各プロセスに潜在する各リスクについて、平成27年度に作成した「契約事務フロー点検実施結果」に基づき、現行のリスクマネジメントが有効かつ効率的なものとなっているか確認し、継続的に改善していく。

【契約事務フロー点検実施結果の確認及び改善】

4. その他の取組

国立印刷局では、これまで調達改善のために各種取組を実施してきたところであるが、令和3年度においても、次に掲げる取組を継続して実施する。

(1) 随意契約に係る取組

① 随意契約理由等の厳格な審査

随意契約とする案件については、その理由及び仕様内容を厳格に審査し、競争性のある契約に移行できるよう努める。

② 少額随意契約の見直し

少額随意契約としていたもののうち、同様同種の案件については、仕様書等の見直しを行い統合することにより競争入札に移行し、また、可能な案件については、複数年契約とすることにより競争入札に移行し、透明性を確保するとともに契約事務の効率化を促進する。

(2) 一者応札・応募に係る取組

① 入札参加申込期間の十分な確保

入札参加申込期間については、公示日の翌日から起算して申込期限の前日までの期間とすることを前提に、原則として営業日で10日以上を確保する。

② 情報開示の取組

イ 2.(4)に加え、追加的な情報開示も含め、契約の発注見通しなど、適切な調達情報の開示を行っていくこととする。

ロ 参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなどに努める。

③ 仕様書の見直し等

イ 仕様書については、特定の事業者が有利にならないよう、機会の均等に配慮し、公平性の高い合理的な仕様内容とする。

ロ 入札参加資格について、履行実績や技術審査等の条件が新規事業者の参入を不当に制限していないかチェックし、必要に応じて見直す。

ハ 原材料等については、事業継続の観点から代替品に関する市場調査や使用の可否の確認実験を実施する。

④ 履行等準備期間の十分な確保

履行する業務等の内容に応じ、落札決定日から業務の開始日又は初回の納品日までに十分な期間を設けられるよう入札実施時期を設定する。

⑤ 入札参加を取りやめた業者等に対する調査

履行する業務等に関心を持ち入札説明を受けたが、入札への参加を取りやめた業者等に対して、取りやめた理由や参加が可能な場合の条件等について調査し、その結果を可能な限り次回の入札に反映させる。

⑥ 競争参加資格の拡大

入札参加者をできる限り多く確保するため、競争参加資格等級については、原則として予定価格に対応する格付等級のほか、当該等級の1級上位及び1級下位の資格等級を加えることとする。

⑦ 電子入札システムの活用

電子入札システムを活用し、遠隔地の入札参加希望者の利便性の向上を図る。

⑧ 発注単位の検討

イ 発注単位及び発注コストを考慮した上で一括調達又は区分調達への移行を検討する。

ロ 初期導入コストとランニングコストをトータルで考慮し、一体で調達するメリットがあるものについては、複数年契約とする。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等への配慮に関する取組
新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、発注にあたって、受注者が十分に
対応できる適正な納期・工期の設定を行うとともに適切な相談対応に努める。

5. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

6. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項の実施については、「国立印刷局調達等合理化・契約検証委員会規則」(平成30年規則第12号)第1条に規定する調達等合理化・契約

検証委員会が着実に調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者：本局財務部を所掌する理事

副総括責任者：財務部長

委員：本局の室及び部の長並びに次長、財務部参事(契約担当)、財務部財務課長及び財務部契約課長

事務局：財務部契約課

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める契約監視委員会規則の基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

7. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立印刷局のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。